

## 平成28年度 厚生労働省税制改正要望（案）

### 健康・医療関係

厚労省単独／27 税改：二重△

#### ○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／27 税改：二重△

#### ○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設

〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や設備などを有する薬局のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産についての不動産取得税の軽減措置を創設する。

厚労省単独／新規

#### ○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんや生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、がん検診、特定健診、予防接種などに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

厚労省単独／27 税改：二重△

#### ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

厚労省単独／新規

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 [所得税、個人住民税]

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

厚労省単独／新規

○ 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る不動産取得税等の非課税措置の創設 [不動産取得税、固定資産税]

医療法人が設置する看護師などの医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産に係る不動産取得税等を非課税とする措置を創設する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 [消費税、地方消費税]

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 [事業税]

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 [事業税]

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

厚労省単独／27 税改：二重△

○ 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置

[法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税 等]

社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって、公的な法人運営に関する要件を満たし、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

について都道府県知事の認定を受けた場合には、それまでの所得の累積額に係る課税を一定期間繰り延べ、実施計画に基づき支出した額を損金として算入することを可能とするなどの措置を講ずる。

**厚労省単独／新規**

○ 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設 〔所得税、法人税〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野におけるICT化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

**厚労省単独／延長**

○ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。

**厚労省単独／新規**

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の延長及び新設

〔所得税、個人住民税 等〕

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等を延長するとともに、新たに給付金の対象となる、発症後20年後を経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金についても同様の措置を講ずる。

## 医療保険関係

**厚労省単独／27 税改：○**

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し 〔国民健康保険税〕

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

**厚労省単独／27 税改：△法**

○ 国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置 〔国民健康保険税〕

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う、税制上の所要の措置を講ずる。

## 子ども・子育て

厚労省単独／新規

- 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 [所得税、個人住民税]  
仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

厚労省単独／新規

- ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税 等]  
ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

## 介護・社会福祉関係

厚労省単独／延長

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 [所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税]  
戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

厚労省単独／新規

- 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 [所得税、消費税、法人税、登録免許税 等]  
障害者総合支援法の見直しに伴い、必要な税制上の措置を講ずる。

厚労省単独／27税改：二重△

- 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ [法人税、法人住民税]  
平成27年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。

## 就労促進等

**厚労省単独／延長**

### ○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等

[所得税、法人税、法人住民税]

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長するなどの措置を講ずる。

**厚労省単独／拡充**

### ○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大 [所得税、個人住民税]

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に發揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

**厚労省単独／拡充**

### ○ 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置

[所得税、個人住民税 等]

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において、検討を行い、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

## 年金

**厚労省主管(金融庁と共同要望)/新規**

### ○ 確定給付企業年金の弾力的な運用等に係る税制上の所要の措置

[法人税、法人住民税、事業税]

あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した計画的な掛金の拠出を可能とすることで、景気変動による確定給付企業年金の財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を可能とともに、確定給付企業年金と確定拠出企業年金のいわゆるハイブリッド型の企業年金制度の導入その他の確定給付企業年金の弾力的な運営を図ること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

**厚労省単独／新規**

### ○ 年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置 [所得税、法人税 等]

年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

## 生活衛生関係

厚労省主管(中企庁と共同要望)／延長

### ○ 交際費課税の特例措置の延長

[法人税、法人住民税、事業税]

飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

厚労省単独／延長

### ○ 公害防止用設備に係る特例措置の延長

[所得税、法人税、固定資産税]

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

## その他（独立行政法人関係など）

厚労省単独／27 税改:△法（国税）、二重△（地方税。ただし承継特例のみ〇）

### ○ 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置

[不動産取得税、固定資産税 等]

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に基づく労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省と共管(金融庁まとめ)／新規

### ○ 休眠預金等に係る新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置

[個人住民税]

民間公益活動を促進するために、休眠預金等に係る資金の活用に関して新たな制度を創設することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

エネ庁と共管(エネ庁まとめ)／延長

### ○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)

[所得税、法人税 等]

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置について、特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する。